

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

平成27年10月

(平成30年1月改訂)

国 税 庁

給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者の方が、非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、次のとおり、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

手続	適用を受けようとする控除	必要な書類	提出（提示）する時期
給与等の源泉徴収	源泉控除対象配偶者の控除、扶養控除又は障害者控除	親族関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき
給与等の年末調整	扶養控除又は障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者控除又は配偶者特別控除	親族関係書類 ^(注) 及び送金関係書類	配偶者控除等申告書を提出するとき

(注) 扶養控除等申告書を提出する際に、非居住者である配偶者について親族関係書類を提出又は提示している場合には、親族関係書類の提出又は提示は不要です。

また、確定申告において、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したこれらの書類については、その必要はありません。

◎ 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、非居住者である親族があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

【主な留意事項】

- 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類は、例えば、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などの書類が該当します。
- 1つの書類だけでは、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合や、非居住者である親族があなたの親族であることを証明することができない場合は、複数の書類を組み合わせることにより証明する必要があります。
- 扶養控除等の対象となる親族は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族になります。

◎ 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、次の書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、あなたがその年において非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから非居住者の親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、非居住者の親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭をあなたから受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

【主な留意点】

- 送金関係書類には、例えば、次のような書類が該当します。

なお、知り合いの方に依頼して生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金関係書類がないことになり、扶養控除等の適用を受けることができませんのでご注意ください。

 - ① 外国送金依頼書の控え
 - ※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
 - ② クレジットカードの利用明細書
 - ※ 1 クレジットカードの利用明細書とは、あなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、非居住者である親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている非居住者である親族に係る送金関係書類として取り扱います。
 - 2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の属する年分の送金関係書類となります。
- 複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行うことが必要となります。

したがって、例えば、配偶者と子が非居住者である親族に当たる場合で、配偶者に一括して生活費を送金しているときは、その送金関係書類は配偶者に係る送金関係書類には該当しますが、子に係る送金関係書類には該当しないこととなります。
- 送金関係書類については、扶養控除等の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。

ただし、同一の非居住者である親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出とその非居住者である親族へのその年最初と最後に送金等した際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。

なお、この場合は提出又は提示を省略した送金関係書類をあなたが保管する必要があります。

このパンフレットは、平成30年1月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。